

安曇野市民の所有と景観維持 —公共性との関連を通して—

西 朋子

【要旨】

本稿では景観を維持するための意識がどのように形成されているのかを検討する。その結果、ボランティア活動に参加する人や地域の役に立ちたいと思う人が景観を「みんなのもの」と認識する傾向をもち、物理的な住宅や農地を所有することは景観維持にはあまり影響を及ぼさず、むしろ農地を耕作するという直接的なかわりが景観維持に対して影響を及ぼしていることが明らかになった。さらに年代や転入時期等の属性はほとんど影響を与えていなかった。最後に本分析をふまえ、安曇野の景観維持について考察した。

キーワード 所有、公共財、景観維持

1. 安曇野の景観

長野県安曇野市は常念岳を中心に北アルプス、湧き水、わさび田、田園風景を有する日本有数の美しい景観を持つ地域として全国的に知名度も高く、稲作、りんご栽培、わさび栽培・加工、畜産・酪農などがおこなわれている。その一方で1970年代以降一貫して電子工業を中心とした産業の集積が進み、都市的な住民は増加の一途をたどり、無秩序な都市化や農地荒廃により、豊かな自然環境、美しい景観が失われつつある。

このような状況に対して平成17年、豊科町、穂高町、三郷町、堀金村、明科町の5町村が合併した安曇野市はそれぞれの旧町村の取り組みを引き継ぎながら、まちづくり条例や都市計画を策定し、さらに住

民は景観形成住民協定やまちづくり協議会を組織して、地域の景観を守る活動をおこなっている。しかしこれらの活動が確実に景観を維持し、あるいは改善に向っているとは言い難いため、景観をどのように守り、さらにつくりあげていけばいいのかという大きな課題が存在している。

あらためて景観を維持するという行為の中に具体的にどのようなことが含まれているのかを考えてみると、3つの要素が想定できる。まずひとつに「景観は維持すべきものなのか」という点、2つめに「景観を維持するための意識がどのように形成されているのか」という点、3つめに「誰がどのように維持するのか」という点があると思われる。そこには規範的要素と経験的要素、また実行可能な要素が折り重なるように存在しているため、どこに焦点を絞るのが課題を解決する上で重要になってくる。そこで本稿では「景観を維持するための意識がどのように形成されているのか」に注目し、ふたつの課題について検討することで景観維持の可能性をみていきたい。

第1にどのような人が安曇野の景観を公共財とみなしているのか

第2にどのような要因が景観維持意識に影響を与えているのか

以上の2つの課題を見ていくことで、景観を維持する方法の一端を明らかにし、豊かで美しい景観をもつ安曇野の活性化と振興の実現につなげていけたらと思う。

2. 景観と公共性との関連

景観を維持する事には「景観は大切にすべきである」という規範的な意識や、私的な所有物である土地、建物、植物、公のものである森、公園、学校、病院など実態としての物も含み、さらに維持する主体は利害関心から行為する諸個人が担い手になる、というように景観を維持することにはさまざまな次元の事柄が折り重なっている。

別の表現を使うと、景観は大切だとは思いますが、それを守るとは個人の所有権や権利が制限される可能性もあり、自分としては実際どこまで協力できるのかはわからないとも言える。では何にどこから手をつければいいのかと考えた時、人の行為に刺激を与えるような何かがあれば景観維持につながっていくのではと考えた。その人の背中を押すような規範的な意味を含意するものとして本稿では、「人々が景観に公共性を見出せるか」に注目していく。

では公共性とはどのようなものか。山脇は①一般の人々にかかわる、②公開、開放性、③政府や国という3つの内容を挙げている¹⁾。さらに公共性と景観を関連させて渡邊は①に対しては所有、形成、認識というかわり、②に対しては景観を公共財として捉えることに対応させた²⁾。

そこで景観維持を公共性との関連でみるにあたって、「景観は公共財なのか」という点と、「所有というかわり方と景観維持の関連」に注目することによって景観と公共性の関連を分析し、景観維持の可能性をみていくことにする。

3. 調査と景観政策の概要

3.1. 安曇野市調査

本稿では2007年に信州大学人文学部社会学研究室および文化情報論研究室が安曇野市でおこなったアンケート調査「安曇野市民の地域意識と活動に関する調査」のデータを使用する³⁾。

調査対象者は2007年1月1日現在20歳から74歳までの市民のうち、2,000名を無作為抽出し、有効回答数1,336名、有効回答率68.1%を得た。

表1から主な回答者の属性は、女性がやや多く53%、男性が47%である。年代は60代以上が最も多く、20代が少なくなっている。

居住地域は合併前の旧5町村から回答者をそれぞれ得ているが、完

表 1. 回答者の基本的属性

変数	度数	%
男性	600	46.8
女性	682	53.2
20代	83	6.5
30代	242	19.0
40代	232	18.2
50代	279	21.9
60代以上	440	34.5
豊科	289	22.4
穂高	324	25.1
三郷	275	21.3
堀金	194	15.1
明科	206	16.0

全な人口比例ではなく、人口の少ない地域からも一定数の対象者を選んでいる⁴⁾。回答者の居住地域は5つの地域がほぼ同じ割合になっている。

3.2. 安曇野市の土地利用規制

安曇野市は景観に関連する土地利用規制をどのようにおこなってきたのだろうか。2007年の報告書による

と⁵⁾第1に都市計画法に基づく区域区分を利用するやり方がある。これは土地利用に規制をかけるもので、都市化を抑制する市街化調整区域と、秩序ある市街地形成を進める市街化区域、さらに市街化区域を用途地域にわけ、建築物の用途を限定し、建ぺい率、容積率等の基準を決定する。そのことによって土地利用のハード面をコントロールするのに有効であり、都市計画法に基づいているため強制力も大きい。この区域区分を取り入れている地域は豊科地区である。さらにこのやり方は行政が地権者である諸個人を規制する関係であることも大きな特徴である。

第2に景観形成住民協定がある。これは住民間の約束に基づく協定であり、強制力を伴わないため、制度として曖昧な存在であり、住民同士の約束と信頼だけを基礎としている。強制力だけでは解決することができない屋外広告板など、法的な手段だけでは解決できない景観の問題を扱うためには有効な取り組みであり、住民自らが合意を作り上げることがポイントになっている。このような住民協定は豊科地区、穂高地区を中心に24存在している。

第3にまちづくり条例がある。これは区域区分と景観形成住民協定の要素を併せ持つもので、強制力は法と協定の中間に位置している。

住民の合意、開発行為者への説得が主な内容になっている。穂高地区はこのまちづくり条例を基本として土地規制をおこなっている。

農地については農地法、農業振興法による規制がかかっている。

以上のように安曇野市は合併前の旧町村ごとに異なった対応をしてきており、さらに合併後も暫定的にこれまでの対応をそれぞれの地区ごとに継続しているため、スプロール化の潜在的危険性を抱えている点も指摘されている。

4. 公共財としての景観

4.1. 安曇野市民の景観所有観の分布

それでは安曇野市民の景観所有観は、どのようになっているだろうか。今回の調査では以下の質問により景観所有観を聞いている。

現在の安曇野市の景観は、誰のものだと思いますか。

1. 土地所有者（農家、居住者など）
2. 安曇野市民
3. 観光客など安曇野を訪れる人々
4. 安曇野市
5. 国
6. 全ての人々
7. 誰のものでもない

この質問に対して、あてはまる番号すべてに○をつけてもらった結果が図1である。最も「そうである」の割合が高いのが「全ての人々」52.2%、最も低いのが「国」12.5%であった。

回答の選択肢には大きく分けて2種類ある。1つは個人の側からみた所有者であり、土地所有者や市民、すべての人々であり、2つめは

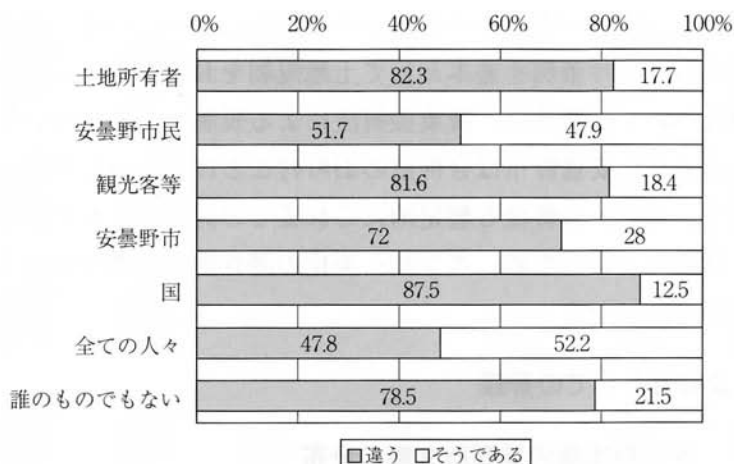


図 1. 景観は誰のものか

国や市という行政を単位とした側から捉えたものである。行政のような個人を単位としない主体が景観を所有していると捉える人は少ない傾向であることがわかる。

一方、個人を単位とした場合、土地所有者（17.7%）＜安曇野市民（47.9%）＜全ての人々（52.2%）という順序で景観所有観の割合が高くなっている。複数回答であるため重複して答えている人もいるので、厳密には比較できないが、より広い範囲の個人の集まりが所有していると捉える傾向がある。しかし値からすると「全ての人々」においても52%にとどまっており、景観が「全ての人々」のもの、つまりみんなのものであり、公共財であるという共通認識を大多数が持つまでには至っていないことがわかる。最後の「誰のものでもない」という選択肢は「全ての人々」と共通する所有観になっているが、今回は「全ての人々」を採用した。

では景観を公共財とみなす人の特徴はどんなものがあるのだろうか。個人の側から見た場合「全ての人々」から一番遠い位置にある「土地

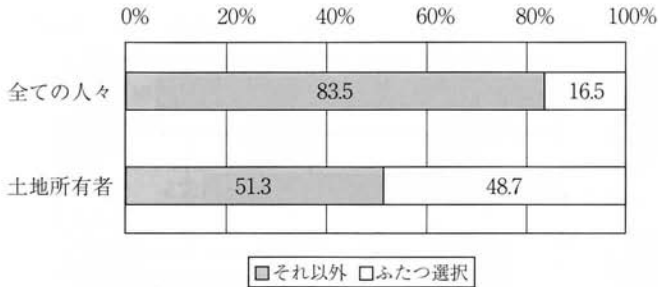


図2. 景観所有観のずれ

所有者」と比較をしてみる。図2は景観が「土地所有者」と「全ての人々」の二つの項目をクロスさせた場合、ふたつの所有観を共に選んだ人とそうでない人（それ以外）の割合である。そうでない人とはどちらか片方のみを選択した人と、どちらも選ばなかった人である。ふたつを共に選択した人は「全ての人々」では16.5%、「土地所有者」では48.7%となっており、「土地所有者」が30%も高い値をしめした。

景観所有を「全ての人々」と「土地所有者」の両方共に選んでいることは、どちらでもありうると感じているからであり、景観の持つ重層的な特徴を現している⁶⁾。別の角度からみれば、はっきりと態度を決めかねているとも言えるため、「全ての人々」の方が2つとも選んだ人の割合が少ないことから、景観に関して意識的に考えていることを間接的ではあるがあらわしている。

さらに景観基金への寄付と景観を公共財とみなす人の関連をみてみる。図3は景観を「土地所有者」のものと思う人と思わない人、「全ての人々」のものと思う人と思わない人の中で、景観基金への寄付に賛成の割合を表したものである。「土地所有者」と思う人と思わない人との間には寄付に賛成の値はほとんど変わらない。一方「全ての人々」では思う人の方が14ポイント高くなった(カイ2乗検定で有意)。従って公共財と捉える人とそうでない人は景観基金への寄付、つまり

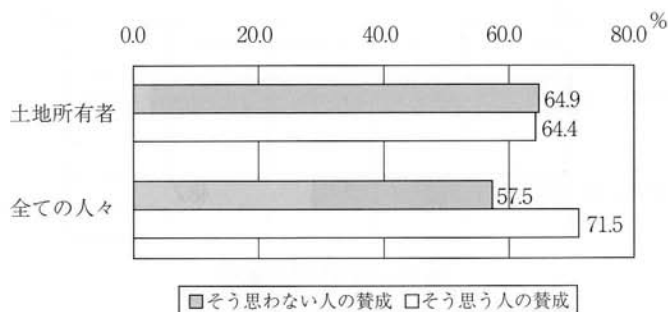


図3. 景観基金寄付に賛成の割合

景観を形成するためのかわり方に違いがあることを示している。

図2、3からいえることは、景観を公共財と捉えることが、土地所有者と捉える場合と比べて、景観という課題に対して意識的に積極的にかかわる姿勢がある傾向を示した点である。

そこで次項では景観を公共財とする、しないという分岐点はどのような要因から影響を受けているのかをみていく。

4.2. 公共財としての景観はどこから

どのような人が安曇野の景観を公共財とみなしているのかについて考えていきたい。

景観は公共財であることは一見明らかである。その理由は誰もが鑑賞することができるという事実であり、誰かが鑑賞すれば誰かが鑑賞できないという非排除的な財ではないからであるが、安曇野市民にとってそれは当たり前のことではなかった(図1)。その理由として考えられるのは、景観は私有地、公有地等の様々な所有のもとにある土地から成り立っている存在であり、多層的な構造をもつからである。ではそういったさまざまな要素が絡み合った特徴をもつ景観に影響を与える要因としてどのようなものがあるだろうか。規範的な事柄を含

意する景観についての分析であるため、公共性との関連から要因を選定する。

公共性に関する行動とは何かについて、ハンナ・アーレントを参考にすると、彼女は公共性の創出を「自己と他者のコミュニケーション」と捉えている。そこで多様な人々との接触がおこなわれる可能性をこの調査の質問項目にあてはめると、自治会活動とボランティア活動がコミュニケーションの場であると想定できる。尚、自治会活動は多様な活動に対して答えてもらっているため、親睦や環境美化などを行う一般的地域活動と防災訓練などの特殊的地域活動のふたつにまとめなおした⁷⁾。

公共性を創出する意識については「自己と他者のコミュニケーション」として人間の複数性を確保しようとする「他人とつきあいたいか」という項目を用いる。

さらに公共性とは別に居住する地域そのものに関して「住民同士が助け合っている」に関連する意識を3つとりあげる（仲間だと思ふ、地域の役に立ちたい、お互いに役に立ちたい）。その理由は居住する地域との関係は住民同士の相互関係が中心になっており、そこから波及して町並みやお店などの景観を含む意識に影響を与えると考えるからである。

尚、本稿では規範的要素を含む公共性との関連から分析をするため、前提として以下の考えを示す。

1. 公共性に関連する行動や意識をもっている人は景観を公共財と認めようとする

以上（公共性に関係する行動、意識と地域関連の）要因と前提から仮説を導くと以下になる。

仮説 1-1

自治会等の地域活動は共同性や安全を維持することが主な目的の活動であるため公共性の創出にはつながらない。従って景観を公共財と認めない。

仮説 1-2

ボランティア活動はある課題に対処するために活動する場であり、さまざまなコミュニケーションが生まれるため、公共性の創出につながる。従って景観を公共財と認める。

仮説 1-3

他人とできるだけつきあおうとする人はコミュニケーションの機会が高まるため、公共性の創出につながる。従って景観を公共財と認める。

仮説 1-4

住民同士で助け合っている意識が強いと、景観を公共財と認める。

さらに統制変数として以下の属性を説明変数に加えた。

- (1) 性別（男性、女性、基準は女性）
- (2) 年齢（20代から60代以上、基準は60代以上）
- (3) 学歴（初等、中等、高等、基準は初等）
- (4) 職業地位（常勤、自営、臨時、無職、基準は無職）
- (5) 居住歴（地元出身者、15歳までに転入、16歳以降転入、基準は地元出身者）
- (6) 地区（明科、穂高、豊科、三郷、堀金、基準は明科）

景観を公共財と認知する要因について、ロジスティック回帰分析に

よって明らかにしたのが表2である。

表2の結果をみると決定係数が低い。従ってこの要因の説明力はかなり低いものである。公共性という大きな広がりがある概念との関連をみているためと思われるが、いくつかの特徴は見出せる。ボランティア活動をする人と他人との交流意思を持つ人は景観を公共財と捉える傾向があり、地域意識については地域のために役に立ちたいと思う人ほど公共財だと捉えていた。

属性については、職業地位の自営のみが10%水準で有意であった。表3から仮説1-2、1-3、1-4が正しい結果となった。

表2. 公共財とみなすかに関するロジスティック回帰分析

	B	標準誤差	Wald
〈公共性関連〉			
一般的地域活動 (高～低)	0.043	0.028	2.258
特殊的地域活動 (高～低)	0.004	0.026	0.024
ボランティア活動 (高～低)	0.211	0.090	5.537*
他人との交流意思 (低～高)	-0.114	0.069	2.753
〈地域関連〉			
仲間だと思う (高～低)	0.007	0.112	0.004
地域の役に立ちたい (高～低)	0.407	0.114	12.767**
お互いに役に立ちたい (高～低)	-0.073	0.105	0.488
〈属性〉			
性別 (基準=男性)	-0.188	0.141	1.775
年代 (基準=60代)			
20代	0.179	0.302	0.352
30代	-0.053	0.212	0.062
40代	-0.126	0.215	0.340
50代	0.161	0.197	0.663
学歴 (基準=初等)			
中等	0.156	0.226	0.663
高等	0.159	0.248	0.409
転入 (基準=地元)			
15歳以下	-0.209	0.224	0.869
16歳以上	0.091	0.146	0.383
地位 (基準=無職)			
常勤	-0.147	0.190	0.602
自営	-0.393	0.210	3.509*
臨時	0.011	0.195	0.003
地域 (基準=明科)			
穂高	0.033	0.204	0.026
豊科	0.091	0.206	1.486
三郷	0.030	0.209	0.021
堀金	-0.098	0.228	0.183
対数尤度	1505.300		
Cox & Snell R ²	0.051		
Nagelkerke R ²	0.069		
N	1089		

**p<0.01, *p<0.05, †p<0.1

表3. 仮説の結果

仮説	全ての人々
仮説1 自治会活動	
仮説2 ボランティア活動	○
仮説3 他人交流意思	△
仮説4 地域意識	○

以上のことから、地域活動（一般的地域活動、特殊的地域活動）はプラスにもマイナスにも影響を与えていないが、ボランティア活動をする事、地域の役に立ちたいという意識をもつことは景観を公共財と捉えることに影響を及ぼしていた。年代や学歴、転入時期など属性はほとんど影響していない。

5. 景観所有と景観維持

公共財として景観を認める要因をみてきたが、次に公共性と景観との関連をみるもうひとつの注目点である所有と景観維持の関係をみていく。公共性と所有の関係については2章でみたとおり、公共性が含意しているものとして「一般の人々にかかわる」があり、そのかわりのひとつとして所有がある⁸⁾。具体的には、建物を建てる、看板を建てる、農地で生産するというものだが、今回は所有に関して景観所有観（公共財と認知、私有財と認知）、住宅所有の実態（賃貸、所有）、農地所有の実態（賃貸、所有、耕作の有無）、を採用して景観維持との関連をみていく。

5.1. 景観維持の4つのレベル

報告書では安曇野の景観を高く評価しているも、実際に景観維持をおこなうかは別の問題であると指摘されている⁹⁾。つまり景観を評価しているも景観のためにどこまで個人が犠牲を払えるのかを明らかにしなければ景観維持を考える上では不十分になる。そこで景観をどの程度実際に維持するかという景観維持意識を4つのレベルでみる。今回の調査では以下の質問を行っている。

- (1) 経済活性化のためならば景観はある程度損なわれても仕方ないか、どうか。

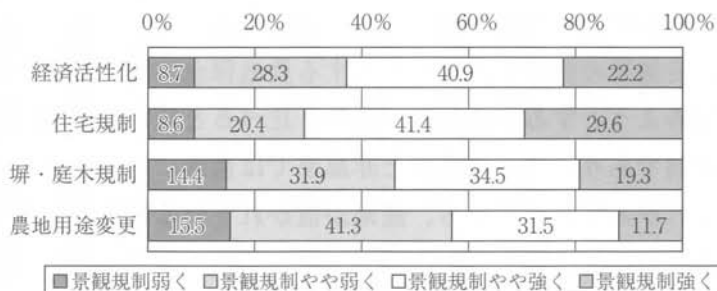


図4. 景観維持・4つのレベル

- (2) 所有者の好みや必要が第一なので、住宅の壁や色、屋根の形などには規制を設けるべきではないか、どうか。
- (3) 所有者の好みや必要が第一なので、塀の作りや庭木の種類などには規制を設けるべきではないか、どうか。
- (4) 農地の利用については地権者の意思にしたがって、農地以外への用途変更を認めるべきであるか、どうか。

図4がその結果である。経済活性化については、「景観規制弱く」は8%、「やや弱く」は28%、「規制やや強く」は40%、「強く」は22%となり、景観を規制してもいいと思う人は60%を超えている。住宅の壁・屋根規制については「やや強く」と「強く」の合計で70%を超えて規制を受け入れると答えている。塀、庭木規制は「やや強く」と「強く」の合計が約54%で、規制を受け入れる割合は5割を上回った。農地用途転用については景観規制に「やや強く」と「強く」の合計が約43%となり他の項目と比べると景観規制には否定的傾向が強い。

図4から言えることは、景観維持を総論のレベルで認める人が6割を超え、さらに住宅に対する具体的な規制についても受け入れる人が7割を超えていることから、安曇野市民は景観維持に関して大枠からも、そして具体的な規制に関しても多くの人が受け入れる用意をもっ

ていることがわかった。

一方、安曇野の景観を大きく左右する農地保全に関しては景観維持を推し進めようとする意識が他の項目と比べると低い。農業は後継者不足が深刻であり、さらに農家と非農家では農地に対する考えた方に大きなずれがあるところから、農地が置かれている複雑な状況を示す結果となった。

5.2. 景観維持への要因

次にどのような要因が4つの景観維持意識に影響を与えているのかについて考えていきたい。要因として以下の4つの項目を使用する。

〈景観所有観〉

景観を実際に維持することは、個人の権利が損なわれる可能性を持っている。従ってたとえ不利益を被ったとしても、景観を維持しようとするには、景観がみんなのものであるからこそ犠牲はある程度しかたがないと認識することがポイントとなってくる。つまり「みんなのもの」であるという規範的な意味が備わらないと、複雑に権利がからむ景観を乗り越えることは難しいと思われる。そこで景観を公共財と捉える意識とその対極にある土地所有者の景観意識をとりあげる。

〈住宅所有〉

地域に住む拠点となる住宅をどのような形態で所有するかには大きな違いがある。賃貸というかたちで住宅を所有することは、住宅そのものに所有権はないため景観に関する規制を直接的に受けることはほとんどない。一方、住宅を所有している場合は景観の規制を直接受けることがあり、個人の権利を侵害される可能性を持っている。従って住宅を所有している人は景観維持には消極的になる可能性がある。尚、

住宅所有は本人が所有しているだけでなく、親の所有する住宅に居住する人もいるため、本人所有、親所有、賃貸の3つの項目で取り上げる。

〈農地所有と耕作〉

農地は作物を作り商品として出荷することが第一の目的であるため、農地を所有することは所有者の経済活動と直結している。仮に農業の後継者がいない場合には経済的利益をうむために農地用途転用も進められることになるだろう。従って農地を所有することは景観維持には消極的になる可能性がある。また農地を耕作する場合、耕作することが経済的な意味であれ趣味であれ、農地が農地のままであることに意味があるため、農地を継続することが重要になってくる。そのため農地用途転用には消極的になり、景観維持には積極的になる可能性がある。尚、農地所有+耕作、農地所有+耕作なし、農地無所有+耕作、農地無所有+耕作なしの項目を取り上げる。

〈価値意識〉

公共性との関連から功利主義的な価値観をとりあげる。人はみんなのためを思って行為するとは限らず、利害関心で行為する存在でもある。景観維持を考える場合、規範的な意識の支えも重要ではあるけれど、人間がもっている本質的な特徴を無視することは実質的な景観維持をおこなっていくにはマイナスになるため、功利主義的な価値観の影響をみていく。具体的には「人の迷惑にならなければ何をしてもかまわない」という質問文を使用する。

以上の4つの要因から仮説を導くと以下になる。

〈景観所有・意識〉

仮説 1-1

景観を公共財と捉える人は景観維持に積極的である。

仮説 1-2

景観を私有財と捉える人は景観維持に消極的である。

〈景観所有・実態・住宅〉

仮説 2-1

住宅を所有している人は景観維持が個人の権利を侵害する可能性があるため景観維持には消極的である。

〈景観所有・実態・農地〉

仮説 2-2

農地を所有することは経済的利益をうむことが前提であるため、景観維持には消極的である（農地用途変更を認める）。

仮説 2-3

農地を耕作することは農地そのものが生活基盤になっているため、景観維持には積極的である（農地用途変更を認めない）。

〈価値意識・功利主義〉

仮説 3-1

公共性とは相反する功利的な価値観は個人の利益を最優先させるため、景観維持には消極的である。

さらに統制変数として以下の属性を説明変数に加えた

(1) 性別（男性、女性、基準は女性）

- (2) 年齢 (20代から60代以上、基準は60代以上)
- (3) 学歴 (初等、中等、高等、基準は初等)
- (4) 職業地位 (常勤、自営、臨時、無職、基準は無職)
- (5) 居住歴 (地元出身者、15歳までに転入、16歳以降転入、基準は地元出身者)

どの要因が4つの景観維持意識に影響を与えるかについて、重回帰分析によって明らかにしたのが、表4である。結果をみると決定係数が4つのレベルともに低くなっている。公共性という大きな広がりがある概念との関連をみているためと思われるが、いくつかの特徴は見出せる。

表5から仮説1-1、2-3、3-1はほぼ正しい結果となった。1-2、2-1は影響を読み取ることはできず、2-2は経済活性化のレベルで仮説とは逆の結果となった。

表4、5から言えることはまず第1に景観を公共財と認める人はどのレベルの景観維持に対して維持を推し進める方向に影響し、第2に住宅所有はどのような所有であれ景観維持には影響を与えていなかった。さらに農地を無所有で耕作することは無所有で耕作しない人と比べると3つのレベルで景観維持を進める方向に影響を与えていた。さらに仮説と逆の結果として農地を所有し耕作することは無所有で耕作しない人に比べると経済活性化というレベルで維持を進める方向に影響があった。つまり耕作を実際に行うことは農地を所有するしないにかかわらず、景観維持を進める影響を与えていた。第3に功利主義的価値観はどのレベルの景観維持に対しても仮説どおりマイナスの影響を与えている。

属性については学歴において高等が初等と比べると、4つの景観維持に対して維持を進める方向に影響を与えており、塀・庭木に関して

表 4. 4 つの景観維持維持意識に関する重回帰分析

変数	標準化係数			
	経済活性化	住宅	塀・庭木	農地利用
〈景観所有観〉				
土地所有者	0.014	0.046	0.049	0.019
全ての人々	0.127**	0.137**	0.118**	0.061**
〈住宅所有(基準=賃貸)〉				
本人持ち家	0.030	0.041	0.003	0.079
親持ち家	0.074	0.047	0.023	0.091
〈農地所有(基準=無所得・耕作なし)〉				
所有耕作する	0.097**	0.056	0.034	-0.028
所有耕作なし	0.059	-0.024	-0.053	-0.049
無所得耕作する	0.155**	0.118**	0.043	0.116**
〈価値意識〉				
功利主義(低~高)	-0.120**	-0.178**	-0.157**	-0.119**
〈属性〉				
性別(基準=男性)	-0.036	0.038	0.072**	-0.007
年代(基準=60代)				
20代	-0.016	-0.005	-0.053	-0.025
30代	-0.068	0.050	0.021	-0.117**
40代	-0.038	0.054	-0.009	-0.100**
50代	-0.038	0.073	-0.013	-0.073
学歴(基準=初等)				
中等	0.068	0.039	0.116*	0.050
高等	0.176**	0.131**	0.169**	0.117**
転入(基準=地元)				
15歳以下	0.007	0.008	-0.008	-0.032
16歳以上	0.064	0.068	0.051	0.041
地位(基準=無職)				
常勤	0.010	-0.059	-0.025	0.029
自営	0.007	0.019	0.044	-0.009
臨時	0.026	0.007	0.033	-0.008
調整済み決定係数	0.059	0.076	0.056	0.044
N	1260	1262	1262	1251

**p<0.01,*p<0.05

表 5. 仮説の結果

仮説	経済活性化	住宅	塀庭木	農地転用
仮説 1 公共財	○	○	○	○
私有財				
仮説 2 住宅所有				
農地所有	×			
農地耕作	○	○		○
仮説 3 価値意識	○	○	○	○

は中等が推進する方向に影響していた。年代では30代、40代が農地に対して維持をしない方向に影響を与えていた。その他の属性は影響を及ぼしていなかった。

以上のことから景観維持には物理的な土地や家を所有することは関係なく、土地に直接かかわることや景観を「みんなのもの」と認知することが影響を及ぼしていることが明らかになった。

6. おわりに

安曇野の景観を維持するための意識がどのように形成されているのかみるために、

第1 どのような人が安曇野の景観を公共財とみなしているのか

第2 どのような要因が景観維持意識に影響を与えているのか

をみてきた。第1の課題に対して説明力は弱いものの、ボランティア活動に参加する人や地域の役に立ちたいと思う意識の影響が明らかになり、第2の課題に対しては物理的な住宅や農地を所有することは景観維持にはあまり影響を及ぼさず、むしろ農地を耕作するという直接的なかかわりが維持に対して影響を及ぼしていた。また意識に関しては景観が「みんなのもの」という景観所有観が影響を与え、功利主義的な価値観は維持しない方向に影響を及ぼしていた。さらに年代や転入時期等の属性はほとんど影響がなかった。

以上のことから言えることは、安曇野市民が景観を「公共財」と認めることが景観維持を進める上で重要なポイントになっているという点である。景観を「みんなのもの」と認知することは「そうあるべき」という考えも含まれると解釈できるため、景観維持には規範的な側面の重要性が、功利主義的な価値観がマイナスに関連することからも浮き彫りになった。2007年9月京都市が全市的に景観規制を強化する前例のない厳しい新景観政策を施行したが、京都市民が規制を様々

な利害が絡むなかでも敢えて受け入れたのは、景観を公共財と認める素地があったからだと思われる。

また公共財と認知する要因として「ボランティア活動」と「地域の役に立ちたい」という地域に対する意識が影響していたが、それは従来の自治会組織の枠組みの中での活動、意識というより、居住歴、年代、性別、職業などの属性をこえたさまざまな活動、かかわりから生まれていると思われ、地域に多様な活動がさらに増えることが求められる。

景観維持には物理的な土地の所有は影響せず、土地と直接かかわることの重要性が見出されたが、景観を形成する重要な要素として農地がある。農地はある人にとっては経済基盤であり、ある人にとっては風景であり、農地にかかわる立場の違いは大きい。立場の違いを克服するためにも、農地を農地として存続していくためにも、土地の所有にかかわらず、土地と直接かかわれる仕掛けが重要になってくる。農業の存続が後継者不足等で危ぶまれる中で、新しい農業経営組織を考える時期にきているとも言える。

では安曇野市で今後予想される人口増加による商業施設や住宅の増加、さらに農業の衰退による農地存続の危機、また合併前から実施されている地域毎に異なった土地規制をどのように統一していけばいいのだろうか。本稿は景観維持をするためのスタートラインにつくための考察であったため、これほどの多様な課題に対処する具体的な案を提示できるわけではないが、先に述べた新しい農業経営のあり方や公有地に花や草木を育てるなど住民が直接土地とかかわれる環境整備、住民の活動が景観形成住民協定等にとどまらない多彩な集団による活動が広がるための支援があげられる。

【注】

- 1) 山崎 (2004) は多義的な公共性という概念をあえて大別するとこの3つに分けられると指摘している。
- 2) 渡邊 (2008) は粟本京子、2005、「景観は誰のものか」『年報社会学論集』を参照しながら景観と人々のかかわり方について所有と形成と認識について論じている。
- 3) 信州大学人文学部社会学研究室から使用の許可を得た。
- 4) 旧町村ごとの分析を可能にするため、完全な人口比ではなく人口の少ない地域からも一定数の対象者を選ぶことにしたため。
- 5) 2007、『安曇野市の景観形成活動と景観の価値』信州大学人文学部社会学研究室の報告書を指している。
- 6) 7つある選択肢の中の2つだけを取り出しているため、厳密に2つだけを選択した人との比較にはなっていない。ここでは個人の立場からみた景観所有観の両極(土地所有者と全ての人)の関係のみに注目している。
- 7) 地域活動の6つの項目について因子分析を行い二つの因子を抽出した。一般的に地域活動は親睦レクリエーション活動、環境美化活動、会合によって構成され、広く住民全体に関わる活動、強制参加の色彩が強い自治会としての活動、特殊的地域活動は地域安全、防災訓練、福祉活動によって構成され、特定の住民に関わる活動という側面が強くボランティア的な側面が濃い。それぞれの因子に含まれる変数を単純に足し合わせることでふたつの変数を作成し、さらに信頼性分析を行い、妥当であることを確認済みである(2008年の報告書、93ページ)。
- 8) 渡邊 (2008) から引用している。
- 9) 2008年の報告書(173ページ)から引用している。

【文献】

- Arendt, Hannah, 1958. *The Human Condition*, Published by the University of Chicago Press (=1994, 『人間の条件』ちくま学芸文庫)。
- 村山研一・渡邊勉編、2007、『安曇野市の景観形成活動と景観の価値』信州大学人文学部社会学研究室。
- 村山研一・渡邊勉・祐成保志編、2008、『田園地域におけるコミュニティ形成 安曇野市の農業、近隣関係とコミュニティ意識』信州大学人文学部社会・情報講座。
- 佐々木毅・金泰昌編、2002、『中間集団が開く公共性』東京大学出版会。
- 山脇直司、2004、『公共哲学とは何か』筑摩書房。
- 渡邊勉、2008、「景観という公共性—社会的ジレンマと正当性—」土場学・篠木幹子編『個人と社会の相克』ミネルヴァ書房：175-200。

【付記】

本稿は2007年信州大学人文学部社会学研究室、文化情報論研究室による安曇野市における調査データを使用している。使用に際して社会学研究室の許可を得ている。貴重なデータの使用を認めていただき、感謝の念を捧げます。

(受稿日 2008.10.31 掲載決定日 2008.11.10)

(にし・ともこ／長野県林業大学校)

Possession and landscape maintenance of Azumino residents
—Relation with public responsibility—

Tomoko Nishi

[Abstract]

In this paper, I will examine the process of formation of the consciousness which maintains a landscape. As a result, a volunteer activity and local consciousness had influence. And owning farmland and a residence had not affected landscape maintenance. Cultivating farmland rather had influence. Then an age, transference time, and sex were almost uninfluential. As a conclusion it was an important point to recognize a landscape to be public goods. Finally, based on this analysis, I consider landscape maintenance of Azumino.

Keywords and phrases possession, public goods, landscape maintenance